

京丹後市文化芸術振興審議会条例

(設置)

第1条 京丹後市文化芸術振興条例（平成31年京丹後市条例第26号）第4条に規定する文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、地方自治法（昭和23年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、京丹後市文化芸術振興審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、市における文化芸術の振興に関する基本施策及び文化芸術の振興に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 審査会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 文化芸術に関する団体その他公共的団体等の推薦を受けた者
- (2) 文化芸術に関して識見を有する者
- (3) 前2号に定めるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第2項に掲げる者のうち、委嘱されたときにおける当該身分を失った場合は、当該身分の任期までとする。

3 委員は、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において行う。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。